

# 第2部 本戦略の基本理念と基本目標



## 1 基本理念と基本目標設定の背景

本戦略の策定に伴い、「生物多様性を取り巻く現状」、「本市を取り巻く現状」、「北九州市生物多様性戦略(前戦略)の主な取り組み状況」の把握を行い、これらから導かれる課題を抽出しました。これを踏まえ、本戦略で目指す目標を下にまとめます。



## 2 本戦略の基本理念

本市の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができる社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げて取り組みます。

**都市と自然との共生**  
～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～

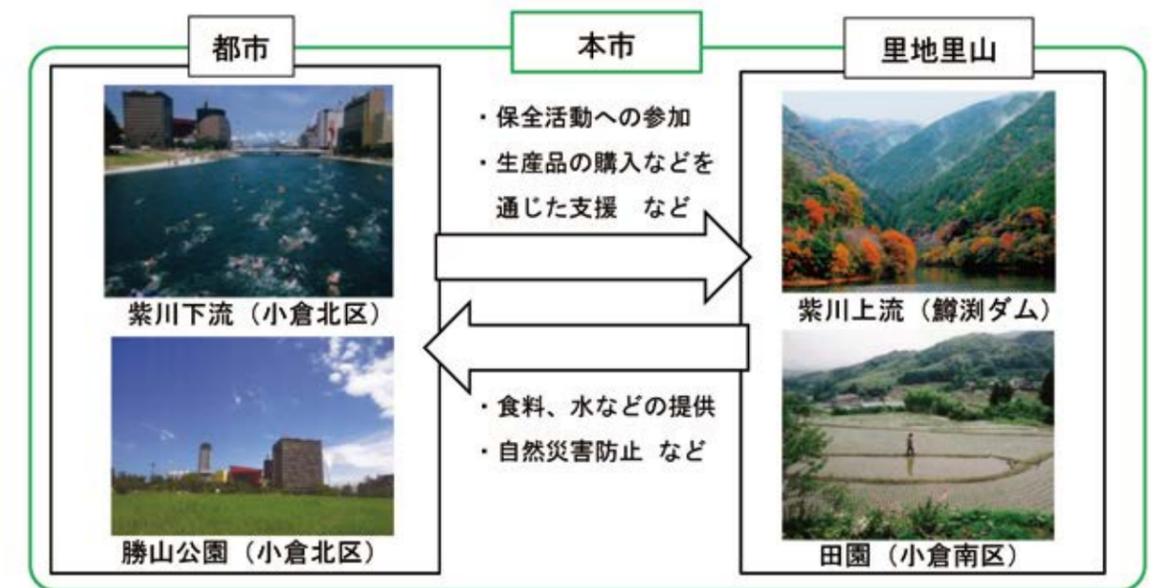
本市は工業都市、産業都市としての発展を遂げてきました。その中で昭和30年代に発生した公害問題に対しても、市民、企業、行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的に取り組むことで、昭和50年代には本市の環境が劇的に改善しました。

一方、本市には平尾台、曾根干潟といった固有の自然環境が数多くあります。加えて、地理的には響灘や周防灘に囲まれており、市域面積の40%を森林が占めるなど今でも様々な生態系が存在します。

そして、豊前海一粒かきや合馬たけのこに代表される多くの農林水産物が生産されそれを食べたり、日々の生活の充足のために、皿倉山での登山や山田緑地や夜宮公園での公園散策など、様々な形で自然の恵みを活用しながら生活してきました。

それだけでなく、本市において、都市域と里地里山などは生態系サービスの需給の観点でつながっています。例えば里地里山がある、紫川の上流での植樹活動は、上流域の自然環境が保全や災害防止に役立つだけでなく、都市がある下流域の水質の浄化にもつながり、さらには海には魚介類の成育に必要な栄養分を供給しています。このように生態系サービスでつながっている地域を自然共生圏といいます。

都市と自然が共存する本市全体が一つの自然共生圏であり、そのため、「都市と自然との共生」が求められます。この考え方を本市の生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用をしていく上で念頭に入れていくべきものとしします。



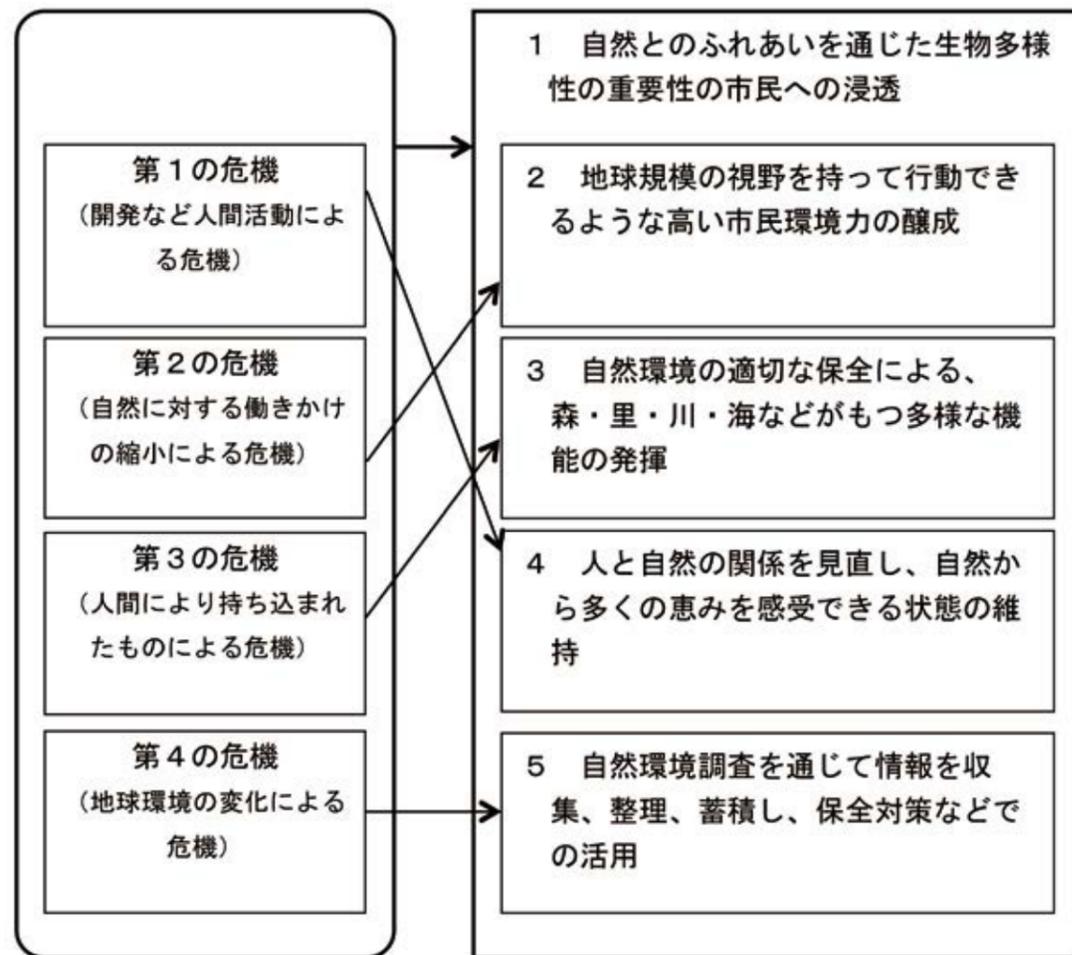
本市における自然共生圏のイメージ

### 3 本市の生物多様性の4つの危機をうけた対応

一方で、本市においても生物多様性の4つの危機が進行しつつあることがわかりました。そのため、戦略を推進する上でこれらの危機を意識する必要があります。

生物多様性の危機に対する取り組みを行うためには、まず、生物多様性が重要であることが多くの市民に浸透することが必要です。その上で、第1の危機(開発など人間活動による危機)に対しては、自然環境に十分配慮した開発の実施など、人と自然との関係を意識した取り組みが必要です。第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)に対しては、生物多様性を理解し、自然に対する行動につなげることができるような高い市民環境力の醸成が必要です。第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)に対しては、適切に自然環境を保全し、持ち込まれたものが生態系に与える影響を減らすように努めることが必要です。第4の危機(地球環境の変化による危機)に対しては、現時点では本市においては明確な危機は確認されませんが、自然環境調査の情報収集・整理等を行い、対策に役立てていく必要があります。

これらを踏まえ、4つの危機に対して本戦略が目指す目標についてまとめたものが下の図になります。

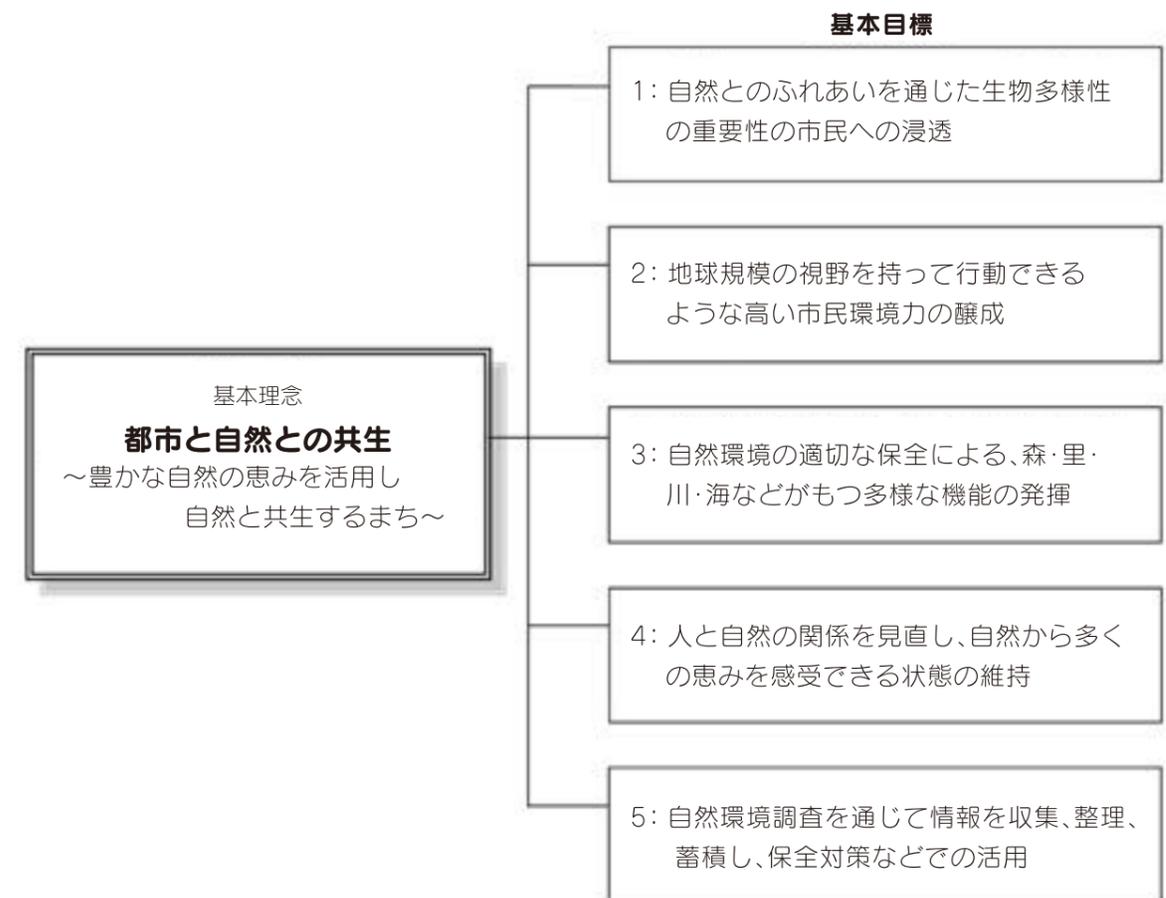


4つの危機に対して本戦略が目指す目標

### 4 本戦略の基本目標

基本理念の実現を目指すにあたり、取り組みを着実に推進するため、本市の生物多様性の4つの危機をうけて導かれた目標を、戦略の基本目標として設定します。また、基本目標の達成のために取り組む施策の方向性を設定します。方向性については第3部に記載しています。

- 基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- 基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- 基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- 基本目標4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持
- 基本目標5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用



## 5 愛知目標と本戦略の対応

本戦略の愛知目標で掲げられた20の目標の対応関係を下記に示します。

愛知目標戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する		
愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等	
目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透
目標2	生物多様性戦略の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度などに組み込まれる	第1部2 本市の生物多様性がもたらすさまざまな恵み 資料編1 本戦略の基本的事項
目標3	生物多様性に有害な補助金等の奨励措置が廃止・改革され、正の奨励措置が策定・適用される	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標4	あらゆる関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透

愛知目標戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する		
愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等	
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透 第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透 第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標10	気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮

愛知目標戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する		
愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等	
目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される	第3部基本目標4 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じていく状態の維持
目標12	既知の絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透

愛知目標戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する		
愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等	
目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透
目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透 第3部基本目標3 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
目標16	遺伝資源の機会やその利用から生じる利益に関する名古屋議定書が施行、運用される	—

愛知目標戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する		
愛知目標	第2次北九州市生物多様性戦略の基本目標等	
目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	—
目標18	伝統的知識が尊重され、反映される	第3部基本目標1 自然とのふれあいを通じた生物多様性の市民への浸透 第3部基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が向上し、共有される	第3部基本目標2 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成 第3部基本目標5 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用
目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	第5部 戦略の推進のために

## 6 戦略期間および対象区域

### 1. 本戦略の戦略期間

本市の自然と人とのかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって豊かな自然の恵みを享受できる社会を実現するには非常に長い期間と継続的な取り組みが必要です。一方、COP10の短期目標が2020年を目標年としていること、「生物多様性国家戦略2012-2020」においても社会情勢などの変化も踏まえた9年間の戦略としていることも踏まえ、本戦略の戦略期間を以下のとおり設定します。

#### 戦略期間

2015年度(平成27年度)から2024年度(平成36年度)までの10年間

なお、戦略推進期間中における社会情勢などの変化により対応するため、必要に応じて適宜、本戦略を見直すこととします。

### 2. 本戦略の対象区域

本戦略における対象地域は北九州市全域を基本とします。

しかしながら、自然環境は山地や河川、海域など行政区外と密接な関係性があります。人、生き物、ものの移動などを介した生物多様性に配慮すると同時に、必要に応じて国、県、周辺自治体等との連携に代表されるような広域的な視野を持って取り組みを推進します。

#### 【国、県や周辺自治体等との連携事例】

- 市街地近郊や森林で生息する多様な鳥獣の生息環境を保全し、生物多様性の保全にも資する「鳥獣保護区」を帆柱山や足立山などで指定・更新するにあたって、県に市の意見を述べる。
- 特定外来生物対策を検討する「九州地方外来種対策連絡会議(環境省九州地方環境事務所主催)」へ参加し、情報の共有を図る。
- 県内の市民参加型の生き物調査における手法を検討する「福岡県環境県民会議生きもの調査分科会(福岡県主催)」へ参加し、県と協働して調査の普及を図る。

## 第3部 戦略を推進するための本市の施策

本戦略における基本理念、基本目標、方向性に基づく基本施策を以下のとおり実施します。

